地方競馬全国協会 会報

第 301 号 平成 20 年 5 月

目 次

競馬関係

登録関係 馬主及び馬の登録数調べ

畜産振興関係

補助事業の交付決定・確定 平成 20 年度競走馬生産振興事業補助金の交付決定に

ついて(第1回)

規程関係

基本法令 地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

協会業務規程 地方競馬全国協会組織規程の一部改正

内部規程 役員の給与及び退職金の支給の基準

協会への通知等

その他特別競馬の取扱方針について

<u>できごと</u> 平成 20 年 4 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 20 年 4 月分 登録件数等

区分	登 録	抹消	登録証	登録事項変更			
			再交付	住所	馬主	馬名	他
馬主	1	0	3	11			2
馬	440	1984	2		258	16	5

競走種類別・年齢別の馬登録頭数

種別	平		地	ばん	
年齢	サラ系	アラ系	小計	えい	計
1歳	0	0	0	0	0
2 歳	266	0	266	9	275
3 歳	87	0	87	0	87
4 歳	34	0	34	0	34
5 歳	13	0	13	0	13
6 歳以上	31	0	31	0	31
計	431	0	431	9	440

ただし、登録事項の変更及び抹消については4月中に事務処理済みの件数である。

平成 20 年度競走馬生産振興事業補助金の交付決定について(第1回)

平成 20 年度競走馬生産振興事業の選定に関して、平成 20 年 5 月 15 日付けで農林水産 大臣承認を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

事業区分ごとの総括表

事業区分	件数	交付決定額 (千円)
競走馬の改良増殖推進事業	3	107,828
競走馬等の防疫衛生対策事業	18	68,455
組織化等対策事業	1	792,601
経営基盤強化対策事業	5	1,288,551
供給縮小対策事業	1	800
計	28	2,258,235

団体別・事業別一覧表

平成 20 年度第 1 回競走馬生産振興事業交付決定状況

中央・ 都道府県	補 助 事 業 名	補助事業者名	交付決定額 (千円)	
中央団体	- 軽種馬の登録推進	(財)日本軽種馬登録協会	96,619	
"	- その他 軽種馬の生産育成指導	(社)日本軽種馬協会	10,209	
"	- その他 馬資源の有効活用推進	全国公営競馬馬主連合会	1,000	
"	- 生産育成地馬防疫推進	(社)全国家畜畜産物衛生指導協会	9,631	
"	- その他 競走馬防疫促進対策	II .	33,626	
"	- その他 馬防疫衛生推進	全国公営競馬獣医師協会	13,527	
北海道	- その他 育成馬等の予防接種対策	(社)ばんえい競馬馬主協会	995	
"	II	(社)北海道馬主会	879	
岩手県	II .	(社)岩手県馬主会	769	

中央・	補 助 事 業 名	補助事業者名	交付決定額
都道府県		さいはてによる	(千円)
埼玉県 	"	(社)埼玉県馬主会	769
千葉県	"	(社)千葉県馬主会	769
東京都	"	(社)東京都馬主会	946
神奈川県	"	(社)神奈川県馬主協会	943
石川県	II .	(社)石川県馬主協会	619
岐阜県	II .	(社)岐阜県馬主会	619
愛知県	II .	(社)愛知県馬主協会	879
兵庫県	"	(社)兵庫県馬主協会	1,058
広島県	"	広島県馬主会	594
高知県	"	高知県馬主協会	619
佐賀県	"	佐賀県馬主会	619
熊本県	"	熊本県馬主会	594
中央団体	- 軽種馬経営構造改革支援	(社)日本軽種馬協会	792,601
"	- 軽種馬経営高度化指導研修	ıı .	108,000
"	II .	(社)競走馬育成協会	10,000
"	- 優良繁殖牝馬導入促進	(社)日本軽種馬協会	416,000
"	- 軽種馬海外流通促進	"	199,951
"	- 軽種馬経営強化改善資金特別融通	"	554,600
"	- 軽種馬生産需給安定緊急対策	"	800
計	28 事業		2,258,235

地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

地方競馬全国協会業務方法書(昭和三十七年八月三十一日農林大臣認可)の一部を別紙新旧対照 表のとおり変更する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成二十年四月十一日)から実施する。

(原文縦書)

新	IΒ
目次	目次
第一章~第三章 (略)	第一章~第三章 (略)
第四章 競馬の開催に関する調整、助言等(第三	
十一条の二 第三十一条の四)	
第五章 共同利用施設の設置等(第三十一条の五	
_ 第三十一条の八)_	
<u>第六章</u> (略)	<u>第四章</u> (略)
第七章 競馬活性化計画補助事業(第五十一条の	第四章の二 競馬連携計画補助事業(第五十一条
二・第五十一条の三)	の二・第五十一条の三)
<u>第八章</u> ~ <u>第十二章</u> (略)	<u>第五章</u> ~ <u>第九章</u> (略)
(登録事項)	(登録事項)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 法人である馬主の登録は、次に掲げる事項を馬	2 法人である馬主の登録は、次に掲げる事項を馬
主登録簿に記載して行う。	主登録簿に記載して行う。
一~三 (略)	一~三 (略)
四 法人のうちクラブ法人(匿名組合契約(商	
法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三	
十五条に規定する匿名組合契約をいう。以下	
同じ。) に基づく権利であつて、当該権利を有	
する者から出資を受けた金銭により競走馬を	
取得し、当該競走馬を特定の一の相手方に匿	
名組合契約に基づき出資して地方競馬の競走	
<u>に出走させることを内容とする権利に係る匿</u>	
名組合契約の営業者(以下「愛馬会法人」と	

いう。)の相手方として、愛馬会法人(特定の 一の者に限る。) から匿名組合契約に基づき出 資を受けた競走馬を地方競馬の競走に出走さ せることを内容とする金融商品取引業(金融 商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第八項に規定する金融商品取引業をい う。以下同じ。)を行う法人をいう。以下同 じ。) である馬主にあつては、前三号に掲げる 事項のほか、匿名組合契約の相手方(以下 「相手方」という。) である愛馬会法人の名称 及び住所並びに代表者の氏名、生年月日及び 住所

五 (略)

3 (略)

(登録の申請)

いう。) を受けようとするときは、協会が別に定 める様式の馬主登録申請書に、次に掲げる書類 及び写真を添え、協会が別に定めるところによ りこれを協会に提出しなければならない。ただ し、協会が別に定める者については、協会が別 に定めるところにより添付書類の一部を省略す <u>ることがある。</u>

一~五 (略)

- 2 法人が馬主登録を受けようとするときは、協会 が別に定める様式の馬主登録申請書に、次に掲げ る書類及び代表者の写真を添え、協会が別に定め るところによりこれを協会に提出しなければなら ない。ただし、協会が別に定める者については、 協会が別に定めるところにより添付書類の一部を 省略することがある。
 - 一~九 (略)
 - 十 クラブ法人にあつては、前各号に掲げる書類 のほか、相手方である愛馬会法人に係る前各号 に掲げる書類(第三号に掲げる書類を除く。) 及び前条第二項第四号の内容を記載した書類
- 3 組合が馬主登録を受けようとするときは、協会 が別に定める様式の馬主登録申請書に、次に掲げ

四 (略)

3 (略)

(登録の申請)

第四条 個人が馬主の登録(以下「馬主登録」と|第四条 個人が馬主の登録(以下「馬主登録」とい う。)を受けようとするときは、協会が別に定め る様式の馬主登録申請書に、次に掲げる書類及び 写真を添え、協会が別に定めるところによりこれ を協会に提出しなければならない。

一~五 (略)

2 法人が馬主登録を受けようとするときは、協会 が別に定める様式の馬主登録申請書に、次に掲げ る書類及び代表者の写真を添え、協会が別に定め るところによりこれを協会に提出しなければなら ない。

一~九 (略)

3 組合が馬主登録を受けようとするときは、協会 が別に定める様式の馬主登録申請書に、次に掲げ る書類及び代表者の写真を添え、協会が別に定めるところによりこれを協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める者については、協会が別に定めるところにより添付書類の一部を省略することがある。

一~八 (略)

4 (略)

5 協会は、第一項から第三項までの規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請者の登録について、その関係する主催者(地方競馬を行つている地方公共団体をいう。以下同じ。)の意見を求めることがある。

6 (略)

(登録の拒否等)

第五条 協会は、馬主登録を受けようとする者が、 次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申 請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項に ついて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の 記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

一~五 (略)

六 協会の運営委員会の委員

七~十二 (略)

十三 法人でその役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号、第十条及び第十条の二において同じ。)のうちに前各号(第十号を除く。)のいずれかに該当する者のあるもの

十四 法人のうちクラブ法人で、当該法人の相手 方である愛馬会法人の役員のうちに前各号(第 十号及び前号を除く。)のいずれかに該当する 者のあるもの

<u>十五</u> (略)

<u>十六</u> 組合でその組合員のうちに法人又は第一号 から<u>第十二号まで(第十号を除く。)</u>のいずれ かに該当する者のあるもの

2 (略)

る書類及び代表者の写真を添え、協会が別に定め るところによりこれを協会に提出しなければなら ない。

一~八 (略)

4 (略)

5 協会は、第一項から第三項までの規定による申請があつた場合は、当該申請者の登録について、その関係する主催者(地方競馬を行つている地方公共団体をいう。以下同じ。)の意見を<u>求めるも</u>のとする。

6 (略)

(登録の拒否等)

第五条 協会は、馬主登録を受けようとする者が、 次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申 請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項に ついて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の 記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

一~五 (略)

六~十一 (略)

十二 法人でその役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第十条及び第十条の二において同じ。)のうちに前各号(<u>第九号</u>を除く。)のいずれかに該当する者のあるもの

<u>十三</u> (略)

十四 組合でその組合員のうちに法人又は第一号 から<u>第十一号まで(第九号を除く。)</u>のいずれか に該当する者のあるもの

2 (略)

(馬主登録審査委員会)

- に応じて調査審議するため、協会に、馬主登録審 査委員会(以下「審査委員会」という。)を置 <.
- 2 馬主登録の申請があつたとき又は馬主登録を受し けている者について理事長が必要と認めたとき は、登録の適否について審査委員会の意見を聴く ものとする。
- 3 審査委員会は、理事長が学識経験者のうちから 委嘱した委員十一名以内をもつて構成する。
- 4 (略)

(登録事項の変更等の届出)

- 第八条 馬主は、次の各号に掲げる事項に変更があ つたときは、協会が別に定める様式の馬主登録事 項等変更届書に、その事実を証明する書類、写真 (法人又は組合である場合には、その代表者の写 真。第九条において同じ。)及び馬主登録証を添 え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこ れを協会に提出しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第三条第二項第一号から第四号までに掲げる 事項
 - 三 (略)
 - 四 第四条第二項第一号、第二号又は第十号(第 四条第二項第一号及び二号に係る部分に限 る。)に掲げる書類に記載された事項
 - 五 (略)
- 2 (略)
- 3 法人のうちクラブ法人である馬主は、前項に規 定する書類のほか、当該法人の相手方である愛馬 会法人の役員に変更があつたときは、第一項に規 定する書類(写真を除く。)のほか、当該変更に 係る役員につき第四条第二項第十号(同項第四号 から第九号まで(当該変更に係る役員が代表者で ない場合には、同項第四号から第六号まで並びに 第八号及び第九号)に限る。)に掲げる書類を、 遅滞なく、協会が別に定めるところにより協会に

(馬主登録審査委員会)

- 第五条の二 馬主登録の審査に関し、理事長の諮問│第五条の二 馬主登録の審査に関し、会長の諮問に 応じて調査審議するため、協会に、馬主登録審査 委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
 - 2 馬主登録の申請があつたとき又は馬主登録を受 けている者について会長が必要と認めたときは、 登録の適否について審査委員会の意見を聴くもの とする。
 - 3 審査委員会は、会長が学識経験者のうちから委 嘱した委員十五名以内をもつて構成する。
 - 4 (略)

(登録事項の変更等の届出)

- 第八条 馬主は、次の各号に掲げる事項に変更があ つたときは、協会が別に定める様式の馬主登録事 項等変更届書に、その事実を証明する書類、写真 (法人又は組合である場合には、その代表者の写 真。第九条において同じ。)及び馬主登録証を添 え、遅滞なく、協会が別に定めるところによりこ れを協会に提出しなければならない。
 - 一 (略)
 - 第三条第二項第一号から第三号までに掲げる 事項
 - 三 (略)
 - 四 第四条第二項第一号又は第二号に掲げる書類 に記載された事項

五 (略)

2 (略)

提出しなければならない。

4 (略)

5 馬主(法人である馬主にあつてはその役員<u>(クラブ法人である馬主にあつては、当該法人の相手方である愛馬会法人の役員を含む。)</u>、組合である馬主にあつてはその組合員)が、第五条第一項第一号から第三号まで又は<u>第十一号</u>のいずれかの規定に該当することとなつたときは、当該馬主(法人又は組合にあつてはその代表者)は、遅滞なく、その旨を書面で協会に届け出なければならない。

<u>6</u> (略)

(登録の取消し)

第十条 協会は、馬主登録を受けている者が次の各 号のいずれかに該当するときは、その登録を取り 消す。

一・二 (略)

- 三 第五条第一項第一号から<u>第八号</u>まで(第五号を除く。)又は<u>第十五号</u>の規定のいずれかに該 当することとなつたとき。
- 四 法人でその役員のうちに第五条第一項第一号 から<u>第八号</u>まで(第五号を除く。)の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。
- 五 法人のうちクラブ法人で、当該法人の相手方である愛馬会法人の役員のうちに第五条第一項第一号から第八号まで(第五号を除く。)の規定のいずれかに該当する者があることとなったとき。
- 六 組合でその組合員のうちに法人又は第五条第 一項第一号から<u>第八号</u>まで(第五号を除く。) の規定のいずれかに該当する者があることとなったとき。

第十条の二 (略)

一~十 (略)

十一 前条第三号から<u>第六号</u>まで及び前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があることが

3 (略)

4 馬主(法人である馬主にあつてはその役員、組合である馬主にあつてはその組合員)が、第五条第一項第一号から第三号まで又は<u>第十号</u>のいずれかの規定に該当することとなつたときは、当該馬主(法人又は組合にあつてはその代表者)は、遅滞なく、その旨を書面で協会に届け出なければならない。

<u>5</u> (略)

(登録の取消し)

第十条 協会は、馬主登録を受けている者が次の各 号のいずれかに該当するときは、その登録を取り 消す。

一・二 (略)

- 三 第五条第一項第一号から<u>第七号</u>まで(第五号を除く。)又は<u>第十三号</u>の規定のいずれかに該当することとなつたとき。
- 四 法人でその役員のうちに第五条第一項第一号 から<u>第七号</u>まで(第五号を除く。)の規定のいず れかに該当する者があることとなつたとき。

五 組合でその組合員のうちに法人又は第五条第 一項第一号から<u>第七号</u>まで(第五号を除く。)の 規定のいずれかに該当する者があることとなつ たとき。

第十条の二 (略)

一~十 (略)

十一 前条第三号から<u>第五号</u>まで及び前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があることが

判明したとき。

十二 (略)

- 十三 法人であつてその役員のうちに第五条第一項第五号、<u>第九号、第十一号又は第十二号</u>の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。
- 十四 法人のうちクラブ法人であつて、当該法人 の相手方である愛馬会法人の役員のうちに第五 条第一項第五号、第九号、第十一号又は第十二 号の規定のいずれかに該当する者があることと なつたとき。
- 十五 法人のうちクラブ法人(当該法人の相手方である愛馬会法人を含む。次号において同じ。)について、金融商品取引業を行うために必要とされる金融商品取引法の規定による登録を受けられなかつたとき。
- 十六 法人のうちクラブ法人について、金融商品 取引業を行うために必要とされる金融商品取引 法の規定による登録が取り消されたとき。
- 十七 クラブ法人以外の馬主が、金融商品取引業 に該当する行為に供するため、自己の所有馬の 登録をし、又は出走申込みをし、若しくは出走 させたとき。
- 十八 組合であつてその組合員のうちに第五条第 一項第五号、<u>第九号、第十一号又は第十二号</u>の 規定のいずれかに該当する者があることとなつ たとき。

(登録の公告等)

第十一条 協会は、馬主登録をしたときは、第三条 第一項第一号(氏名に限る。)及び第三号、同条 第二項第一号、第三号(代表者の氏名に限 る。)、第四号(名称及び代表者の氏名に限 る。)及び第五号並びに同条第三項第一号、第三 号(氏名に限る。)、第四号及び第五号に掲げる 事項を公告する。

2 · 3 (略)

(登録事項)

判明したとき。

十二 (略)

十三 法人であつてその役員のうちに第五条第一項第五号、第八号、第十号又は第十一号の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

十四 組合であつてその組合員のうちに第五条第 一項第五号、第八号、第十号又は第十一号の規 定のいずれかに該当する者があることとなつた とき。

(登録の公告等)

第十一条 協会は、馬主登録をしたときは、第三条第一項第一号(氏名に限る。)及び第三号、同条第二項第一号、第三号(代表者の氏名に限る。)及び第四号並びに同条第三項第一号、第三号(氏名に限る。)、第四号及び第五号に掲げる事項を公告する。

2・3 (略)

(登録事項)

第十二条 (略)

一・二 (略)

三 マイクロチップ (<u>理事長</u>が別に定めるものに 限る。以下同じ。)番号 (平地競走の馬に限 る。)

四~七 (略)

(登録の申請)

第十三条 (略)

2~4 (略)

5 協会は、登録するため必要があると認めるときは、第三項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の提出を求め、又は登録を受けようとする者(法人又は組合にあつてはその代表者、共有馬主にあっては共有代表馬主)の出頭を求めることがある。

一~三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、理事長が必要と 認める書類

(登録の拒否)

- 第十四条 協会は、登録を受けようとする馬が次の 各号のいずれかに該当するときは、登録を行わな い。
 - 一 一歳以下の馬(一歳の馬であつて十一月一日 以降に登録を受けようとする馬を除く。)で あるとき。

<u>二~六</u> (略)

第十四条の二 (略)

2 外国の権限のある競馬機関において既に馬名の 登録を受けている馬について、馬登録を受けよう とする場合には、当該競馬機関の発行する当該馬 の血統証明書に記載のある馬名を当該国の発音に 従い片仮名で表示したものをもつてするのでなけ れば登録を受けることができない。この場合にお いて、その馬名が第一項各号のいずれかに該当す るときは、その馬名の取扱いについては、<u>理事長</u> が別に定める。 第十二条 (略)

一・二 (略)

三 マイクロチップ (会長が別に定めるものに限る。以下同じ。)番号 (平地競走の馬に限る。)

四~七 (略)

(登録の申請)

第十三条 (略)

2~4 (略)

5 協会は、登録するため必要があると認めるときは、第三項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の提出を求め、又は登録を受けようとする者(法人又は組合にあつてはその代表者、共有馬主にあっては共有代表馬主)の出頭を求めることがある。

一~三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、<u>会長</u>が必要と認める書類

(登録の拒否)

第十四条 協会は、登録を受けようとする馬が次の 各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。

<u>一~五</u>

第十四条の二 (略)

2 外国の権限のある競馬機関において既に馬名の 登録を受けている馬について、馬登録を受けよう とする場合には、当該競馬機関の発行する当該馬 の血統証明書に記載のある馬名を当該国の発音に 従い片仮名で表示したものをもつてするのでなけ れば登録を受けることができない。この場合にお いて、その馬名が第一項各号のいずれかに該当す るときは、その馬名の取扱いについては、<u>会長</u>が 別に定める。 (準用規定)

第十九条 第九条、第十条の三及び第十一条の規定 は、馬登録について準用する。この場合におい て、第九条中「一万円」とあるのは「三千円」 と、第十条の三中「第十条又は前条」とあるのは 「第十八条又は第十八条の二」と、第十一条第一 項中「第三条第一項第一号(氏名に限る。)及び 第三号、同条第二項第一号、第三号(代表者の氏 名に限る。)、第四号(名称及び代表者の氏名に 限る。)及び第五号並びに同条第三項第一号、第 三号(氏名に限る。)、第四号及び第五号」とあ るのは、「第十二条第一号、第二号(特徴を除 く。)、第五号、第六号及び第七号」と読み替え るものとする。

(免許試験委員会)

第二十二条 (略)

2 前項の調教師・騎手免許試験委員会は、<u>理事長</u>が協会の役員又は職員及び競馬に関する学識経験 者のうちから任命した免許試験委員をもつて組織 する。

(調教師又は騎手の欠格事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 調教師又は騎手の免許を受けることができない。

一~五 (略)

六 協会の運営委員会の委員

七~十 (略)

(免許の交付)

第二十六条 (略)

2 協会は、前項の免許証交付の際に、免許手数料 二千円を徴収する。ただし、臨時試験の合格者の うち、<u>理事長</u>が別に指定するものについては、免 許手数料は徴収しない。

(免許の効力)

第二十七条 調教師又は騎手の免許は、免許の日か ら一年間(臨時試験に合格した者に対して行われ (準用規定)

第十九条 第九条、第十条の三及び第十一条の規定 は、馬登録について準用する。この場合におい て、第九条中「一万円」とあるのは「三千円」 と、第十条の三中「第十条又は前条」とあるのは 「第十八条又は第十八条の二」と、第十一条第一 項中「第三条第一項第一号(氏名に限る。)及び 第三号、同条第二項第一号、第三号(代表者の氏 名に限る。)及び第四号並びに同条第三項第一 号、第三号(氏名に限る。)、第四号及び第五 号」とあるのは、「第十二条第一号、第二号(特 徴を除く。)、第五号、第六号及び第七号」と読 み替えるものとする。

(免許試験委員会)

第二十二条 (略)

2 前項の調教師・騎手免許試験委員会は、<u>会長</u>が 協会の役員又は職員及び競馬に関する学識経験者 のうちから任命した免許試験委員をもつて組織す る。

(調教師又は騎手の欠格事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 調教師又は騎手の免許を受けることができない。 一~五 (略)

<u>六</u>~九 (略)

(免許の交付)

第二十六条 (略)

2 協会は、前項の免許証交付の際に、免許手数料 二千円を徴収する。ただし、臨時試験の合格者の うち、会長が別に指定するものについては、免許 手数料は徴収しない。

(免許の効力)

第二十七条 調教師又は騎手の免許は、免許の日か ら一年間(臨時試験に合格した者に対して行われ る免許については、三月以内で理事長が必要と認 める期間)地方競馬に関し効力を有する。

(免許の取消し)

- いる者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その免許を取り消す。
 - 一・二 (略)
 - 三 第二十四条第一号から第四号まで、第六号か ら第八号までの規定のいずれかに該当すること となつたとき。

第四章 競馬の開催に関する調整、助言等

(調整方針の作成)

第三十一条の二 協会は、法第二十三条の三十六第 一項第五号に定める業務(以下「調整・助言業 務」という。)を行おうとする場合は、あらかじ め、その業務の実施に関する方針(以下「調整方 針」という。)を作成し、運営委員会の議決を経 るものとする。また、これを変更しようとすると きも同様とする。

(地方競馬活性化会議への諮問)

- 第三十一条の三 協会は、調整・助言業務の円滑な 実施を図るため、地方競馬活性化会議(以下「活 性化会議」という。) に、次の各号に掲げる事項 を諮るものとする。
 - 一 調整方針の決定又は変更に関する事項
 - <u> 調整方針に基づく、具体的</u>な調整・助言業務 の実施に関する事項
- 2 協会は、調整・助言業務の実施に当たつて必要 と認めるときは、活性化会議の決定に基づき、活 性化会議に部会を設けることができる。

(調整及び助言)

第三十一条の四 協会は、第三十一条の二及び前条 の規定に基づき、主催者間における必要な調整又 は主催者に対する必要な助言を行う。

る免許については、三月以内で会長が必要と認め る期間)地方競馬に関し効力を有する。

(免許の取消し)

- 第三十条 協会は、調教師又は騎手の免許を受けて│第三十条 協会は、調教師又は騎手の免許を受けて いる者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その免許を取り消す。
 - 一・二 (略)
 - 三 第二十四条第一号から第四号まで、第六号又 は第七号の規定のいずれかに該当することとな つたとき。

2 <u>協会は、調整・助言業務を行つた結果について</u> 活性化会議に報告するものとする。

第五章 共同利用施設の設置等

(実施方針の作成)

第三十一条の五 協会は、法第二十三条の三十六第 一項第六号に定める業務(以下「共同利用施設設 置等業務」という。)を行おうとする場合は、あ らかじめ、その業務の実施に関する方針(以下 「共同利用施設設置等の実施方針」という。)を 作成し、運営委員会の議決を経るものとする。ま た、これを変更しようとするときも、同様とす る。

(共同利用施設等の要件)

- 第三十一条の六 設置又は整備の対象となる施設又 は設備の範囲は、次の要件を満たすものとする。
 - 一 地方競馬の事業の改善を図るため、すべて の地方競馬主催者が共同して利用することが 見込まれること。
 - 二 コスト面及び運用管理面において、主催者 が単独で、又は共同で行うよりも、協会が行 う方が効率的であること。
 - 三 協会が行う地方競馬に関する調査・研究に 基づき、先行的に整備すべきものであるこ と。

(地方競馬活性化会議への諮問)

- 第三十一条の七 協会は、共同利用施設設置等業務 の円滑な実施を図るため、活性化会議に、次の 各号に掲げる事項を諮るものとする。
 - 一 共同利用施設設置等の実施方針の決定又は変 更に関する事項
 - <u>二</u> 共同利用施設設置等の実施方針に基づく具 体的な共同利用施設の設置等に関する事項
- 2 協会は、共同利用施設設置等業務の実施に当た つて必要と認めるときは、活性化会議の決定に基 づき、活性化会議に部会を設けることができる。

(農林水産大臣の承認)

- 第三十一条の八 協会は、共同利用施設設置等業務 を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を 記載した書面を農林水産大臣に提出して、承認を 受けるものとする。
 - 一 事業の目的及び内容
 - 二 事業に要する経費の額、経費の使用方法、事 業の完了期日その他事業の遂行に関する計画
 - 三 事業に要する経費のうち、協会が負担しよう とする割合
 - 四 その他必要な事項

第六章 畜産振興補助事業

(補助事業の選定の基準)

- 係る補助の対象となる事業(以下この章において 「補助事業」という。)のうち次項の事業以外の 事業は、次の各号に掲げるもの(現に国の行う補 助の対象となつているものを除く。) のうちから 地域的な畜産の振興に資すると認められるものを 主として選定することとする。
 - 一~五 (略)
- 2 法附則第八条第二項第二号の競走馬生産振興業 務に係る補助の対象となる事業は、地方競馬の事 業からの撤退、法第二十三条の七第三項に定める 認定を受けた競馬活性化計画(以下「認定競馬活 性化計画」という。)の実施その他の地方競馬を めぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の 振興に資するための事業と認められるものから選 定することとする。

(補助の業務の適正な実施)

- 第三十二条の二 協会は、前条に関する補助事業に 係る予算の執行を行うに当たつては、公正かつ効 率的に行うこととする。
- 2 協会から補助を受けて補助事業を行おうとする 者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の

第四章 畜産振興補助事業

(補助事業の選定の基準)

- 第三十二条 法第二十三条の三十六第一項第九号に 第三十二条 法第二十三条の二十八第一項第六号に 係る補助の対象となる事業(以下この章において 「補助事業」という。)のうち次項の事業以外の 事業は、次の各号に掲げるもの(現に国の行う補 助の対象となつているものを除く。)のうちから 地域的な畜産の振興に資すると認められるものを 主として選定することとする。
 - 一~五 (略)
 - 2 法附則第五条第二項第二号の競走馬生産振興業 務に係る補助の対象となる事業は、地方競馬の事 業からの撤退、認定競馬連携計画の実施その他の 地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走 馬の生産の振興に資するための事業と認められる ものから選定することとする。

交付の目的に従つて誠実に補助事業等を行うよう 努めなければならない。

(畜産振興補助事業評価委員会)

- 第三十二条の三 理事長の諮問に応じて補助事業を 的確かつ客観的に評価するため、協会に、畜産振 興補助事業評価委員会(以下「評価委員会」とい う。)を置く。
- 2 評価委員会は、協会が行う補助事業の有効性及 び透明性を確保するため、補助事業の選定の基準 及び交付の手続その他当該補助方法について並び に補助事業の選定及び補助事業の事後評価につい て審議する。
- 3 評価委員会は、理事長が学識経験者のうちから 委嘱した委員五名以内をもつて構成する。
- 4 <u>委員の任期は、二年とする。ただし、委員は、</u> 再任されることができる。

(補助金の交付の条件)

第三十七条 (略)

補助事業者は次の(一)又は(二)に該当する場合には、あらかじめ協会の承認を受けなければならないこと。

(一)・(二) (略)

二~四 (略)

2 (略)

(補助金の交付の決定の通知)

第三十八条 (略)

(補助事業の選定の申請の取下げ)

第三十九条 (略)

<u>(事情変更による補助金の交付の決定の取消し</u> 等)

第四十条 (略)

(補助事業の完了の報告)

(補助金の交付の条件)

第三十七条 (略)

一 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。) は次の(一)又は(二)に該当する場合には、あらかじめ協会の承認を受けなければならないこと。

(一)・(二) (略)

二~四 (略)

2 (略)

(決定の通知)

第三十八条 (略)

(申請の取下げ)

第三十九条 (略)

(事情変更による決定の取消し等)

第四十条 (略)

(事業の完了の報告)

第四十一条 (略)

(補助金の額の確定とその通知)

第四十二条 (略)

(補助金の交付の方法)

第四十三条 (略)

(補助金の交付の決定の取消し)

第四十四条 (略)

(加算金及び延滞金の納付)

第四十六条 (略)

(補助事業等の監査)

- 第四十九条 協会は、補助事業等の適正を期するた め必要があるときは、監査を行うものとする。こ の場合、補助事業者等は、これを拒んではならな ιl_o
- 2 協会は、理事長が特に指定した事業について は、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号) 第一条の三第三項に規定する監査法人による監査 を実施することができるものとする。

(実施要綱等)

- 当たつては、あらかじめ当該事業の実施の基準及 びこの業務方法書に基づく事項その他の当該事業 の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、農 林水産大臣に届け出るものとする。これを変更す るときも、同様とする。
- 2 協会は、補助事業に対する事後評価を行うに当 たつては、あらかじめ当該事業の評価の実施方法 及び評価結果の公表等に必要な事項を定めた実施 要領を定め、農林水産大臣に届け出るものとす る。これを変更するときも同様とする。

(削る。)

第四十一条 (略)

(補助金の確定)

第四十二条 (略)

(補助金の交付方法の原則)

第四十三条 (略)

(決定の取消し)

第四十四条 (略)

(加算金及び延滞金)

第四十六条 (略)

(実施要綱)

<u>第五十条</u> 協会は、補助事業に対する補助を行うに <u>第四十九条</u> 協会は、補助事業に対する補助を行う にあたつては、あらかじめ当該事業の実施の基準 及びこの業務方法書に基づく事項その他の当該事 業の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、 農林水産大臣に届け出るものとする。これを変更 するときも、同様とする。

第五十条 削除

第七章 競馬活性化計画補助事業

- 第五十一条の二 <u>法第二十三条の三十六第八号</u>に掲 げる業務に係る補助の対象となる事業(以下この 章において「補助事業」という。)は、次の各号 のいずれにも該当するもののうちから選定する。
 - 一 認定競馬活性化計画と整合性があること。

二 (略)

(準用規定)

第五十一条の三 第三十三条から第四十九条まで、 第五十条第一項及び第五十一条の規定は、認定競 馬活性化計画に係る補助事業について準用する。 この場合において、第三十四条第一項中「前条」 とあるのは「第五十一条の三において準用する前 条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第五 十一条の三において準用する前項」と、第三十六 条中「前条」とあるのは「第五十一条の三におい て準用する前条」と、第三十七条第二項中「前 項」とあるのは「第五十一条の三において準用す る前項」と、第三十八条中「前条」とあるのは 「第五十一条の三において準用する前条」と、第 三十九条第一項中「前条」とあるのは「第五十一 条の三において準用する前条」と、同条第二項中 「前項」とあるのは「第五十一条の三において準 用する前項」と、第四十条第二項中「第三十八 条」とあるのは「第五十一条の三において準用す る第三十八条」と、「前項」とあるのは「第五十 一条の三において準用する前項」と、第四十二条 中「前条」とあるのは「第五十一条の三において 準用する前条」と、第四十四条第二項中「前項」 とあるのは「第五十一条の三において準用する前 項」と、同条第三項中「第三十八条」とあるのは 「第五十一条の三において準用する第三十八条」 と、「第一項」とあるのは「第五十一条の三にお いて準用する第一項」と、第四十五条第一項中 「第四十条又は前条」とあるのは「第五十一条の

第四章の二 競馬連携計画補助事業

第五十一条の二 <u>法第二十三条の二十八第五号</u>に掲げる業務に係る補助の対象となる事業(以下この章において「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから選定する。

- <u>法第二十三条の七第三項に定める認定を受けた競馬連携計画(以下「認定競馬連携計画」と</u> いう。)と整合性があること。

二 (略)

(準用規定)

第五十一条の三 第三十三条から第四十九条まで及 び第五十一条の規定は、認定競馬連携計画に係る 補助事業について準用する。この場合において、 第三十三条中「補助事業を行おうとする者」とあ るのは「都道府県又は指定市町村は、認定競馬連 携計画に係る事業につき補助を受けようとする場 合」と、第三十四条第一項中「前条の規定による 補助事業」とあるのは「補助事業」と、同条第二 項中「前項」とあるのは「第五十一条の三におい て準用する前項」と、第三十六条中「前条」とあ るのは「第五十一条の三において準用する前条」 と、第三十七条第二項中「前項」とあるのは「第 五十一条の三において準用する前項」と、第三十 八条中「前条」とあるのは「第五十一条の三にお いて準用する前条」と、第三十九条第一項中「前 条」とあるのは「第五十一条の三において準用す る前条」と、同条第二項中「前項」とあるのは 「第五十一条の三において準用する前項」と、第 四十条第二項中「第三十八条」とあるのは「第五 十一条の三において準用する第三十八条」と、 「前項」とあるのは「第五十一条の三において準 用する前項」と、第四十二条中「前条」とあるの は「第五十一条の三において準用する前条」と、 第四十四条第二項中「前項」とあるのは「第五十 一条の三において準用する前項」と、同条第三項 中「第三十八条」とあるのは「第五十一条の三に おいて準用する第三十八条」と、「第一項」とあ

三において準用する第四十条又は前条」と、同条 第二項中「第四十二条」とあるのは「第五十一条 の三において準用する第四十二条」と、第四十六 条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十一 条の三において準用する第四十四条」と、同条第 二項中「前条」とあるのは「第五十一条の三にお いて準用する第四十四条」と、同条第三項中「前 <u>二項」とあるのは「第五十一条の三において準用</u> する前二項」と、第五十一条第一号中「第三十七 条第一項」とあるのは「第五十一条の三において 準用する第三十七条第一項」と、「第一号(一) の変更及び同号第(二)」とあるのは「第五十一 条の三において準用する第一号(一)の変更及び 同号第(二)」と、同条第二号中「第四十条」と あるのは「第五十一条の三において準用する第四 十条」と、同条第三号中「第四十二条」とあるの は「第五十一条の三において準用する第四十二 条」と、同条第四号中「第四十四条」とあるのは 「第五十一条の三において準用する第四十四条」 と読み替えるものとする。

第八章 調教師及び騎手の養成及び訓練

(調教師及び騎手の養成)

第五十二条 (略)

- 2 調教師又は騎手の養成期間は、その課程ごとに次の各号に規定する期間とする。
 - 一 調教師課程 一か月以内であつて<u>理事長</u>が別 に定める期間
 - 二 (略)
- 3・4 (略)
- 5 前各項に定めるもののほか、調教師及び騎手の 養成に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(騎手候補生入所試験委員会)

第五十五条の二 (略)

2 前項の騎手候補生入所試験委員会は、<u>理事長</u>が 協会の役員又は職員及び競馬に関する学識経験者 のうちから任命した入所試験委員をもつて組織す

るのは「第五十一条の三において準用する第一 項」と、第四十五条第一項中「第四十条又は前 条」とあるのは「第五十一条の三において準用す る第四十条又は前条」と、同条第二項中「第四十 二条」とあるのは「第五十一条の三において準用 する第四十二条」と、第五十一条第一号中「第三 十七条第一項」とあるのは「第五十一条の三にお いて準用する第三十七条第一項」と、「第一号 (一)の変更及び同号第(二)」とあるのは「第 五十一条の三において準用する第一号(一)の変 更及び同号第(二)」と、同条第二号中「第四十 条」とあるのは「第五十一条の三において準用す る第四十条」と、同条第三号中「第四十二条」と あるのは「第五十一条の三において準用する第四 十二条」と、同条第四号中「第四十四条」とある のは「第五十一条の三において準用する第四十四 条」と読み替えるものとする。

第五章 調教師及び騎手の養成及び訓練

(調教師及び騎手の養成)

第五十二条 (略)

- 2 調教師又は騎手の養成期間は、その課程ごとに次の各号に規定する期間とする。
 - 一 調教師課程 一か月以内であつて<u>会長</u>が別に 定める期間
 - 二 (略)
- 3・4 (略)
- 5 前各項に定めるもののほか、調教師及び騎手の 養成に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(騎手候補生入所試験委員会)

第五十五条の二 (略)

2 前項の騎手候補生入所試験委員会は、<u>会長</u>が協会の役員又は職員及び競馬に関する学識経験者のうちから任命した入所試験委員をもつて組織す

る。

(調教師及び騎手の訓練)

第五十九条 (略)

2~4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、調教師及び騎手の訓練に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第九章 専門職員の養成及び訓練

(専門職員の養成及び訓練)

第六十条 (略)

2 前項の養成及び訓練は、裁決、決勝審判、番組 編成、馬場管理、発走、検量、投票等の事務につ いて、主催者が推薦した者のうちから<u>理事長</u>が選 定したものに対して行う。

(準用規定等)

第六十二条 (略)

2 前二条及び前項に定めるもののほか、専門職員 の養成及び訓練に関し必要な事項は、<u>理事長</u>が別 に定める。

第十章 (略)

第十一章 (略)

(馬登録に関する特例)

第七十二条 (略)

2 前項の指定交流競走のために行う馬登録については、<u>第十四条第四号</u>及び第十四条の二第一項の 規定は、適用しない。

3~5 (略)

(調教師又は騎手の免許に関する特例)

第七十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定により調教師又は騎手の免許を与 えられた者については、第三十条の二第四号の規 る。

(調教師及び騎手の訓練)

第五十九条 (略)

2~4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、調教師及び騎手の 訓練に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第六章 専門職員の養成及び訓練

(専門職員の養成及び訓練)

第六十条 (略)

2 前項の養成及び訓練は、裁決、決勝審判、番組編成、馬場管理、発走、検量、投票等の事務について、主催者が推薦した者のうちから会長が選定したものに対して行う。

(準用規定等)

第六十二条 (略)

2 前二条及び前項に定めるもののほか、専門職員 の養成及び訓練に関し必要な事項は、<u>会長</u>が別に 定める。

第七章 (略)

第八章 (略)

(馬登録に関する特例)

第七十二条 (略)

2 前項の指定交流競走のために行う馬登録については、<u>第十四条第三号</u>及び第十四条の二第一項の 規定は、適用しない。

3~5 (略)

(調教師又は騎手の免許に関する特例)

第七十三条 (略)

2 · 3 (略)

定は、適用しない。

5 第二項の規定により調教師又は騎手の免許が行われた場合には、第三十一条の規定は、適用しない。

第十二章 雑則

第九章 雑則

地方競馬全国協会組織規程の一部改正

地方競馬全国協会組織規程(昭和三十七年度規約第二号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規約は、農林水産大臣の認可のあった日(平成二十年一月二十一日)から実施する。

(原文縦書)

	(原文獻音)
新	旧
第二条 協会に、次の六部 <u>二室一所</u> のほか、検査役を置く。	第二条 協会に、次の六部 <u>一所一室</u> のほか、検査役を置く。 一 企画部 二 総務部 三 事業推進部 四 審査部 五~八 (略)
第三条 <u>企画・事業部</u> に、競馬振興室を置く。 2 (略) <u>3 広報・情報部に、情報管理室を置く。</u> (削る。) (削る。) 4 <u>競走関連部</u> に、次の二課を置く。 <u> 業務課</u> <u> 登録課</u> <u>5 公正部に、次の二課を置く。</u> <u> 公正課</u> <u> 金売課</u>	第三条 <u>企画部</u> に、競馬振興室 <u>、広報室及び企画課</u> を置く。 2 (略) 3 事業推進部に、次の二課を置く。 二 事業課 <u>二 情報課</u> 4 <u>審査部</u> に、次の二課を置く。 <u>一 登録課</u> <u>二 免許課</u>
二 免許課 6 畜産振興部に、畜産振興課を置く。 (削る。) (削る。) 7 地方競馬教養センター(以下「教養センター」という。)に、次の三課を置く。 -」という。)に、次の三課を置く。 -~三 (略) 第四条 第二条の部に部長を、室に室長を、教	 5 畜産振興部に、次の二課を置く。 ─ 振興第一課 □ 振興第二課 6 地方競馬教養センター(以下「教養センター」という。)に、地方競馬研修館(以下「研修館」という。)及び次の三課を置く。 一~三 (略) 第四条 第二条の部に部長を、教養センターに
養センターに所長を置く。	所長を <u>、監査室に室長を</u> 置く。

2 部長は、理事長の命を受け、部務を掌理す

(削る。)

る。

- <u>3 室長は、理事長</u>の命を受け、室務(<u>活性化</u> 推進室又は監査室の所掌事務をいう。)を掌 理する。
- 4 所長は、理事長の命を受け、所務を掌理す る。
- 第四条の二 競馬振興室及び情報管理室に室長 を置く。
- 2 競馬振興室長及び<u>情報管理室長</u>は、部長の 命を受け、室務(競馬振興室又は情報管理室 の所掌事務をいう。)を処理する。

(削る。)

- 3 第二条の部及び教養センターに次長を置く ことができる。この場合において、総務部に は、次長二名を置くことができる。
- 4 次長は、部長又は所長を助け、部務又は所 務(第二項の室務を除く。)を処理するもの とし、次長を二名置く場合にあつては、それ ぞれ担当を命ぜられた部務を処理する。
- 第四条の五 第二条の部、室及び教養センター 並びに第三条第一項及び第三項の室に、調査 役を置くことができる。

2 (略)

(削る。)

- 第七条 企画・事業部においては、次の事務を | 第七条 企画部においては、次の事務を行う。 行う。
 - 一 協会の業務に係る基本的事項に関する企 画立案及び調査に関すること。
 - 地方競馬の経営の改善に必要な事項に関

IΗ

- 2 部長は、会長の命を受け、部務を掌理す る。
- 3 所長は、会長の命を受け、所務を掌理す る。
- <u>4</u> 監査室長は、会長の命を受け、室務(監査 室の所掌事務をいう。)を掌理する。
- 第四条の二 競馬振興室及び広報室に室長を、 研修館に館長を置く。
- 2 競馬振興室長及び広報室長は、部長の命を 受け、室務(競馬振興室又は広報室の所掌事 務をいう。)を処理する。
 - 3 館長は、所長の命を受け、館務(研修館の 所掌事務をいう。)を処理する。
 - 4 企画部、総務部、畜産振興部及び教養セン ターに次長を置く。この場合において、総務 部には、次長二名を置くことができる。
- 5 次長は、部長又は所長を助け、部務又は所 務(第二項の室務及び第三項の館務を除 く。)を処理するものとし、総務部に次長を 二名置く場合にあつては、次長は、それぞれ 担当を命ぜられた部務を処理する。
- | 第四条の五 部、教養センター及び監査室並び に競馬振興室及び広報室に、調査役を置くこ とができる。
 - 2 (略)

第五条の二 研修館に、研修指導役を置く。

- 2 研修指導役は、館長の命を受け、調教師の 養成及び訓練、騎手の訓練並びに審判員その 他の地方競馬の実施に関する事務を行う者 (以下「専門職員」という。)の養成及び訓 練の実施に関する事務を行う。
- - 一 協会の業務に係る基本的事項についての 企画立案及び調査に関すること。
 - 二 地方競馬の経営の改善に必要な事項の企

IΗ

する企画立案及び事業の実施に関すること。

- 三 農林水産大臣の認定を受けた都道府県及 び指定市町村が当該認定を受けた競馬活性 化計画に基づいて行う事業に対する補助及 びこれに附帯する業務に関すること。
- <u>四</u> 共同利用施設又は設備の設置又は整備に 関すること。
- <u>五</u> 地方競馬の実施に関する事務の受託に関すること。
- 六 公営競技関係団体との連絡並びに<u>各部室</u> <u>及び教養センター</u>との連絡調整に<u>関するこ</u> と(公正部の所掌事務を除く。)。
- 七 前各号に掲げるもののほか、<u>理事長</u>が特に命ずる事項の企画及び調査に関すること。

(削る。)

(削る。)

2 競馬振興室においては、前項<u>第二号、第四</u> <u>号及び第五号</u>に掲げる事務を行う。

(削る。)

- 第七条の二 活性化推進室においては、次の事務を行う。
 - 一<u>競馬の開催に関する地方競馬主催者間に</u> おける必要な調整及び助言に関すること。
 - 二 地方競馬に関する調査及び研究に関する こと(公正部及び教養センターの所掌事務 を除く。)。
 - 三 地方競馬活性化会議に諮る事項の総括に 関すること。
 - <u>四</u> 地方競馬活性化会議の運営に関すること。
- 第八条 総務部においては、次の事務を行う。
 - 一 (略)
 - 二 <u>運営委員会、</u>評議員会及び<u>理事会</u>に関すること。

三~五 (略)

六 協会が保有する情報の公開及び個人情報 の保護に関すること(第十二条の三第六号 画、調査及び研究に関すること。

- 三 地方競馬の主催者及び公営競技関係団体 との連絡並びに<u>各部所</u>との連絡調整に<u>関す</u> ること。(公正部の所掌事務を除く)。
- <u>四</u> <u>前三号</u>に掲げるもののほか、<u>会長</u>が特に 命ずる事項の企画及び調査に関すること。
- 五 協会の広報に関すること。
- 六 地方競馬の広報宣伝に関すること。
- 2 競馬振興室においては、前項<u>第一号、第二</u> 号及び第四号に掲げる事務を行う。
- 3 <u>広報室においては、第一項第五号及び第六</u> 号に掲げる事務を行う。

第八条 総務部においては、次の事務を行う。

- 一 (略)
- 二 評議員会及び役員会に関すること。

三~五 (略)

六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「独立行政法人等情報公

に掲げる事務を除く。)。

開法」という。) 及び独立行政法人等の保有 する個人情報の保護に関する法律(以下 「独立行政法人等個人情報保護法」とい う。) に関する事務 (第十二条の三第六号に 掲げる事務を除く。) の総括及び連絡調整に 関すること。

IΗ

七 協会のローカルエリアネットワークシス テムの管理に関すること。

<u>八~十五</u> (略)

十六 前各号に掲げるもののほか、他の部、 室及び教養センターの所掌に属しない事項 に関すること。

第九条 広報・情報部においては、次の事務を 行う。

- 一 協会の広報に関すること。
- 二 地方競馬の広報宣伝に関すること。
- 三 地方競馬の情報提供及び情報処理に関す ること。

(削る。)

(削る。)

2 情報管理室においては、前項第三号に掲げ る事務を行う。

第十条 競走関連部においては、次の事務を行 | 第十条 審査部においては、次の事務を行う。 う。

- 一 地方競馬の競馬番組に関すること(活性 化推進室の所掌事務を除く。)。
- 二 地方競馬の競走に関する制度の改善に関 すること。
- 三 外国の競馬機関との連絡調整その他国際 関係事項の処理に関すること。
- 四 馬主及び馬の登録に関すること。
- 第十一条 公正部においては、次の事務を行 │第十一条 公正部においては、次の事務を行
 - ー 専門役等の派遣及び審判員その他の地方 競馬の実施に関する事務を行う者(専門役

七~十四 (略)

十五 前各号に掲げるもののほか、他の部及 び教養センターの所掌に属しない事項に関 すること。

第九条 事業推進部においては、次の事務を行 う。

- 一 地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進に 必要な事業の助成に関すること。
- 二 地方競馬の業務の実施の改善に資するた めの事業に関すること。
- 三 農林水産大臣の認定を受けた都道府県等 が当該認定を受けた競馬連携計画に基づい て行う事業に対する補助及びこれに附帯す る業務に関すること。
- 四 外国の競馬機関との連絡調整その他国際 関係事項の処理に関すること。
- <u>五</u> 地方競馬の情報処理に関すること。

- 一 馬主及び馬の登録に関すること。
- 二 調教師及び騎手の免許に関すること。
- 三 きゆう務員設置の認定に係る業務に関す ること。

ー 専門役等の派遣及び専門職員の派遣あつ せんに関すること。

25

IΒ

<u>等を除く。以下「専門職員」という。)</u>の派 遣あつせんに関すること。

- 二 (略)
- 三 調教師及び騎手の<u>訓練(調教師及び騎手</u> <u>についてその業務に従事する競馬場等にお</u> いて行う訓練に限る。)に関すること。

四・五 (略)

- 六 地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進に 必要な事業の助成に関すること。
- 七 調教師及び騎手の免許に関すること。
- <u>八</u> <u>きゆう務員設置の認定に係る業務に関す</u> ること。
- 第十二条の二 教養センターにおいては、次の 事務を行う。
 - 一 調教師及び騎手の養成及び訓練に<u>関する</u> こと(公正部の所掌事務を<u>除く。)</u>

<u>二</u>~<u>六</u> (略)

(削る。)

第十二条の三 監査室においては、次の事務を 行う。

一~四 (略)

- 五 行政不服審査法に基づく異議申立ての審 査及び行政手続法に基づく聴聞の主宰に関 すること。
- 六 <u>協会が定める情報公開に関する規程に基</u> づく異議申立てに関すること。

第十四条 (略)

2 顧問は、<u>理事長</u>の諮問に応じ、意見を具申 する。

- 二 (略)
- 三 調教師及び騎手の<u>現地指導(調教師及び</u> <u>騎手について主にその業務に従事する競馬</u> <u>場等において行う訓練をいう。)</u>に関すること。

四・五 (略)

- 第十二条の二 教養センターにおいては、次の 事務を行う。
 - 一 調教師及び騎手の養成及び訓練に<u>関する</u> <u>こと。(公正部の所掌事務を除く。)</u>

一の二~四 (略)

- 2 研修館においては、前項各号に掲げる事務 のうち、次のものを行う。
 - 一<u>調教師の養成及び訓練並びに騎手の訓練</u> に関すること。
 - 二 専門職員の養成及び訓練に関すること。
 - 三 調教及び騎乗等に関する技術の調査及び 研究に関すること。
 - <u>四</u> 第一号及び第二号に掲げる事務に係るけい い では い では に関すること。
- 第十二条の三 監査室においては、次の事務を行う。

一~四 (略)

- 五 行政不服審査法に基づく異議申立て<u>(次</u>号に係るものを除く。)の審査及び行政手続法に基づく聴聞の主宰に関すること。
- 六 独立行政法人等情報公開法又は独立行政 法人等個人情報保護法に基づく異議申立て についての情報公開・個人情報保護審査会 への諮問に関すること。

第十四条 (略)

2 顧問は、<u>会長</u>の諮問に応じ、意見を具申す る。

IΗ

3 理事長は、必要があると認める場合には、 参与及び嘱託を置くことができる。

3 会長は、必要があると認める場合には、参 与及び嘱託を置くことができる。

第十五条 (略)

- 2 前項に掲げる委員会のほか、理事長が必要 と認めた場合には、委員会等を置くことがで きる。
- 3 前二項の委員会等の運営に必要な細則は、 理事長が、別に定める。
- 第十五条の二 役員については、当該役員及び その配偶者又は三親等以内の親族である役員 の合計数が役員の総数の三分の一を超えては ならないものとする。
- 第十六条 副理事長、理事、部長、第四条の室|第十六条 副会長、理事、部長、所長及び室長 長及び所長に専決処理される事項は、別に定 める。

附 則

別表

課の事務分掌

(削る。)

- 総務部
 - 1 総務課
 - <u>一 公印の制定及び管守に関すること。</u>
 - 二 運営委員会、評議員会及び理事会に 関すること。
 - 三~六 (略)
 - 七 協会が保有する情報の公開及び個人 情報の保護に関すること(第十二条の 三第六号に掲げる事務を除く。)。
 - 八 協会のローカルエリアネットワーク システムの管理に関すること。

九 (略)

第十五条 (略)

- 2 前項に掲げる委員会のほか、会長が必要と認 めた場合には、委員会等を置くことができる。
- 3 前二項の委員会等の運営に必要な細則は、 会長が、別に定める。

に専決処理される事項は、別に定める。

附 則

別表

課の事務分掌

<u>企</u>画部

企画課

地方競馬の主催者及び公営競技関係団 体との連絡並びに各部所との連絡調整に 関すること。(公正部の所掌事務を除 **(**。)

- 総務部
 - 1 総務課
 - 一 評議員会及び役員会に関すること。

<u>二~五</u> (略)

六 独立行政法人等情報公開法及び独立 行政法人等個人情報保護法に関する事 務(第十二条の三第六号に掲げる事務 を除く。) の総括及び連絡調整に関する こと。

七 (略)

新	IB
(削る。) <u>十~二十一</u> (略) 2 (略)	<u>ハ 公印の制定及び管守に関すること。</u> <u>九~二十</u> (略) 2 (略)
(削る。)	 ■業推進部 事業課 地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進に必要な事業の助成に関すること。 地方競馬の業務の実施の改善に資するための事業に関すること。 農林水産大臣の認定を受けた都道府県等が当該認定を受けた競馬連携計画に基づいて行う事業に対する補助及びこれに附帯する業務に関すること。 四 外国の競馬機関との連絡調整その他国際関係事項の処理に関すること。 2 情報課 地方競馬の開催に係る各種情報を集積して提供する、電子情報処理システム(以下「地方競馬情報処理システム」という。)の管理、運営及び改善に関すること。 地方競馬情報処理システムを利用した各種統計資料の作成に関すること。 地方競馬情報処理システムと、他の電子情報処理システムとの接続及び情報の交換に関すること。 四 その他、電子計算機を活用した情報処理システムの開発に関すること。
 一 競走関連部 1 業務課 一 地方競馬の競馬番組に関すること (活性化推進室の所掌事務を除く。)。 二 地方競馬の競走に関する制度の改善	審査部

<u>ځ</u>。

新 旧

- 二 調教師及び騎手の成績及び人物に係 る調査に関すること。
- 三 <u>調教師・騎手免許試験委員会の庶務</u> に関すること。
- <u>四</u> きゆう務員設置の認定に係る業務に 関すること。

____公正部

1 公正課

- 一 <u>専門役等の派遣及び専門職員の派遣</u> あつせんに関すること。
- 二 調教師及び騎手並びに専門職員の養成及び訓練に係る教養センターと各部室との連絡調整に関すること。
- 三 調教師及び騎手の訓練(その業務に 従事する競馬場等において行う訓練に 限る。)に関すること。
- <u>四</u> 競馬の公正確保に必要な事項の調査 及び研究に関すること。
- 五 裁決、決勝審判、発走その他の地方 競馬の実施に関する技術の調査及び研 究に関すること。
- 六 地方競馬の公正かつ円滑な実施の推 進に必要な事業の助成に関すること。

<u>2</u> 免許課

- 一 調教師及び騎手の免許に関すること。
- 二 <u>調教師・騎手免許試験委員会の庶務</u> に関すること。
- 三 <u>きゆう務員設置の認定に係る業務に</u> 関すること。

畜産振興部

<u>畜産振興課</u>

- 一 (略)
- 二 <u>家畜の改良及び増殖、畜産の経営の</u> 合理化並びに飼料の増産及び利用の増 進に資するための事業の補助に関する こと。
- 三 競走馬の生産振興に資するための事業に対する補助及びこれに附帯する業務に関すること。
- <u>四</u> 前各号に掲げるもののほか、畜産の 振興に資するため必要な業務に関する

畜産振興部

1 振興第一課

- 一 (略)
- 二 <u>前号に掲げるもののほか、畜産振興</u> 二課の所掌に属しない畜産振興事業の <u>補助</u>に関すること。
- 三<u>前二号</u>に掲げるもののほか、畜産の振興に資するため必要な業務に関する

新	旧
こと。 (削る。)	こと。 2 振興第二課 一 家畜の改良及び増殖、畜産の経営の 合理化並びに飼料の増産及び利用の増 進に資するための事業の補助に関する こと。 二 競走馬の生産振興に資するための事 業の補助及びこれに附帯する業務に関 すること。
教養センター1 庶務課ー~四 (略)五 前各号に掲げるもののほか、教養センターの他課の所掌に属しない事項に関すること。2 養成課ー 調教師及び騎手の養成に関すること。	 教養センター 1 庶務課 一~四 (略) 五 前各号に掲げるもののほか、他課及 び研修館の所掌に属しない事項に関すること。 2 養成課 一 騎手の養成に関すること。(公正部の所掌事務を除く。)
 二 調教師及び騎手の訓練に関すること (公正部の所掌事務を除く。)。 三 専門職員の養成及び訓練に関すること。 四 調教、騎乗等に関する技術の調査及び研究に関すること。 五 騎手候補生入所試験委員会の庶務に関すること。 3 管理課 けい養馬の飼養管理に関すること。 二 (略) 	二 騎手候補生入所試験委員会の庶務に 関すること。3 管理課一 けい養馬の飼養管理に関すること。 (研修館の所掌事務を除く。)二 (略)

役員の給与及び退職金の支給の基準

平成 20 年 4 月 16 日現在

1 役員給与

給与の種類		支給基準等		
ア	本 俸		_	
			月額(単位:千円)	
		理事長	1 , 0 2 0	
		副理事長	9 3 7	
		常務理事・理事	8 4 3	
		監事	7 6 3	
			_	
1	特別調整手当	大/夫 D 55 0 40		
	付別嗣置于3	本俸月額×0.12		
ゥ	通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95		
		号)第 12 条第 1 項から第 4 項の規定に準じて支給		
エ	特別手当	[本俸月額×1.25+特別調整手当月額+(本俸月額+特別調		
		整手当月額)×0.2]×(*)		
		(*)支給率:年0.9ヶ月		

2 役員退職金

退職日における本俸月額×0.125×在職期間(月数)

特別競馬の取扱方針について

(平成20年4月8日20生畜第29号)

(農林水産省生産局畜産部競馬監督課長から地方競馬主催者あて)

特別競馬の開催については、特別競馬の開催について(昭和57年9月25日付け57 畜B第2372号農林水産省畜産局長通達)及び施設等の改善のための特別競馬の取扱い 方針について(平成5年3月26日付け農林水産省畜産局競馬監督課長通知)をもってそ の運用の基本方針が示されてきたところであるが、地方競馬をめぐる情勢が大きく変化し てきていること等を受けて、特別競馬の開催について(昭和57年9月25日付け57畜 B第2372号農林水産省畜産局長通知)が廃止されたことに伴い、今後は、下記のとお り取り扱うこととするので留意願いたい。なお、これに伴い、施設等の改善のための特別 競馬の取扱い方針について(平成5年3月26日付け農林水産省畜産局競馬監督課長通 知)は廃止したので、ご了知ありたい。

記

1 対象となる事業

- (1)競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号。以下「規則」という。)附則第4項第1号の事業(以下「第1号事業」という。)は、以下に掲げる事業とする。
 - ア 競馬場(本場の他、場外設備、トレーニングセンター等を含む。以下同じ。)の 施設(設備を含む。以下同じ。)の整備(旧施設の撤去、施設の整備のため新たに 用地を取得する場合の設計、用地買収、造成等を含む。以下同じ。)
 - イ 競馬場周辺の環境改善(緑化、道路整備、来場者のための駐車場等の整備等)
- (2)競馬法施行規則附則第4項第2号の事業(以下「第2号事業」という。)は、以下 に掲げる事業とする。
 - ア 国際博覧会に関する条約の適用を受ける国際博覧会のほか、畜産の振興その他 の公益の増進を目的とする事業であって、国家的見地から行われるもの
 - イ 激甚災害の指定を受けた災害を復興するための事業
- 2 特別競馬開催に当たっての留意事項

特別競馬を開催しようとする場合には、以下の事項に留意し、これらに該当しない場合には、特別競馬を開催しないものとする。

(1)通則

- ア 特別競馬を開催することにより、当該年度の収支が悪化しないこと。
- イ 特別競馬を開催しようとする年度の特別競馬を含む予定年間開催回数が、競馬 法施行規則第29条第1項第1号に規定する年間開催回数を超えていること。
- ウ 特別競馬を開催することにより、他の主催者の競馬開催に著しい悪影響を与えるものでないこと。また、特別競馬の開催日程が、競馬開催日程及び番組編成の調整方針に基づき地方競馬全国協会が行う主催者間の調整又は主催者に対する助言に沿ったものであること。
- (2)第1号事業のための特別競馬(以下「第1号特別競馬」という。)
 - ア 特別競馬による主催者の収益金は、原則として、その全額が第1号事業に要する経費に充当されるものであること。
 - イ 特別競馬を開催する年度に第1号事業に係る経費を支出するものであり、第1 号事業を実施する前に特別競馬を開催する場合は、特別競馬を開催しようとする 年度内において、当該事業に係る経費の支出の見込みがあること。なお、この例 外として、施設等の整備が終了した後の年度における当該事業に係る経費(借入 資金の返済等)を支出するために行う特別競馬は、原則として、当該整備の終了 の翌年度から5年以内に開催するものであること。
 - ウ 競馬場の施設を借用している主催者が特別競馬を開催する場合は、主催者が当 該施設等の整備に係る経費の全部又は一部を負担することが明確であること。
 - エ リース契約に基づくトータリゼータ、大型映像装置等の設備の設置を第1号事業とする場合は、リース契約期間終了後、当該設備が主催者に譲渡されることが契約書等の書面で明らかであること。
- (3)第2号事業のための特別競馬(以下「第2号特別競馬」という。)
 - ア 原則として、特別競馬による売得金のおおむね1パーセントに相当する金額以上の金額が、第2号事業に要する経費に充当されるものであること。

ただし、第2号特別競馬が第1号特別競馬と兼ねて開催される場合には、当該特別競馬による主催者の収益金から、第2号事業に充当される金額を控除して得た金額は、原則として第1号事業に要する経費に充当されるものであること。

イ 第2号事業を円滑に実施するための所要資金として競馬による収益金を使用することについて、関係公的機関から要請等があること。

3 開催の届出

規則附則第7項の特別競馬を開催しようとするときの届出は、原則として開催しようとする日の60日前までに、別紙様式1により行うものとする。

4 事業等の変更の届出等

- (1)3の規定により第1号特別競馬を届け出た後、当該特別競馬を開催する前に、やむ を得ない理由により、当該特別競馬の目的である第1号事業を中止することとなっ た場合は、原則として、当該特別競馬の開催を中止するものとする。
- (2)前号の理由又はやむを得ない理由により、特別競馬の開催を変更又は中止しようとする場合は、農林水産大臣に届け出るものとする。
- (3)第1号特別競馬を開催したにもかかわらず、第1号事業の全部又は一部を中止する場合は、農林水産大臣に届け出るものとする。この場合において、当該特別競馬による主催者の収益金から、第1号事業に充当される金額を控除して得た金額がある場合は、他の施設等の整備に充当するよう努めるものとする。

5 報告

特別競馬を開催した主催者は、開催終了後30日以内に、当該特別競馬の開催に関する収支状況を、別紙様式2により報告するものとする。

(別紙様式1)

番 号 年月日

農林水産大臣 あて

主催者名

代表者名

特別競馬の開催について

競馬法施行規則附則第 4 項の規定に基づく特別競馬を下記により開催することとしたので、同第 7 項の規定により届出します。

記

1 特別競馬の対象となる事業

第一号特別競馬

事業内容 (注:事業内容の分かる資料を添付)

事業費 千円 (注:第1号特別競馬について事業に要する経費の額

を記載)

事業実施期間 平成 年 月~平成 年 月

2 特別競馬の開催競馬場

競馬場

3 特別競馬の年間開催回数及び開催年月

年間開催回数 回

開催年月 平成 年 月(日、日、日、日、日、日)

平成 年月(日、日、日、日、日、日)

4 特別競馬開催に関する収支の見込み(注:特別競馬開催に関する収支予算書を添付)

収 入 千円

支 出 千円

差引収益 千円 (うち拠出額 千円)

(別紙様式2)

番 号 年月日

農林水産省生産局畜産部競馬監督課長 あて

主催者名担当者名

特別競馬の開催について

競馬法施行規則附則第 4 項の規定に基づく特別競馬を開催したので、下記のとおり報告します。

記

1 特別競馬の対象となる事業

第 号特別競馬

事業内容

事業費 千円 (注:第1号特別競馬について事業に要する経費の額を記載)

事業実施期間 平成 年 月~平成 年 月

2 特別競馬の開催競馬場

競馬場

3 特別競馬の年間開催回数及び開催年月

年間開催回数 回

開催年月 平成 年 月(日、日、日、日、日、日)

平成 年月(日、日、日、日、日、日)

4 特別競馬開催に関する収支の実績(注:特別競馬開催に関する収支決算書を添付)

収 入 千円

支 出 千円

差引収益 千円 (うち拠出額 千円)

できごと

平成 20 年 4 月

4月8日 第88期騎手課程候補生入所式(地方競馬教養センター)